

所得420万円以上 介護保険料増へ

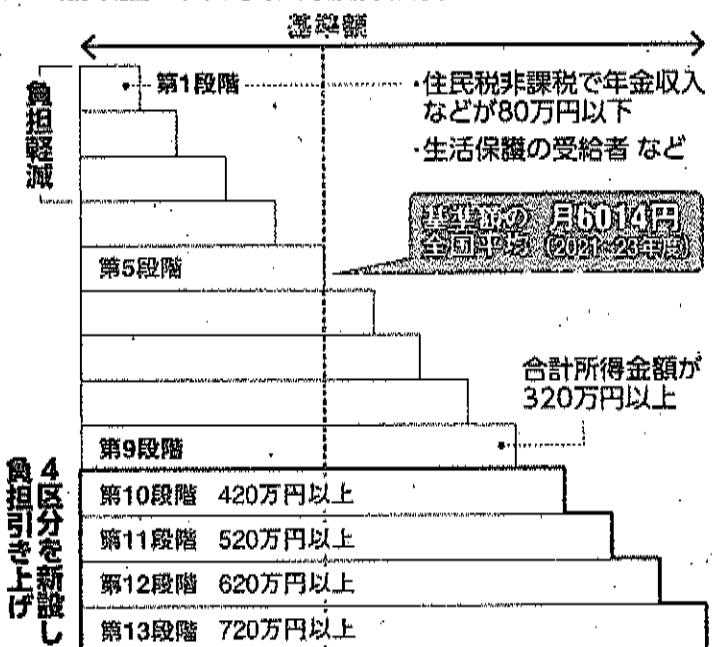
厚労省 65歳以上低所得者は減

65歳以上の介護保険料について、厚生労働省は2024年度から年間合計所得が420万円以上（高所得者）の高所得者は引き上げる方針を決めた。住民税非課税世帯などの低所得者は引き下げる。22日に開いた社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会で明らかにした。

65歳以上の保険料は、国が示した基準を参考に市町村が決める。国は所得に応じて基準額を9段階に分けている。段階は1・9・2・4倍

分は、年間合計所得が「320万円以上」。これを新たに「420万円以上」「520万円以上」「620万円以上」「720万円以上」の4段階を設けて、計13段階とする。

65歳以上の人人が払う介護保険料見直しのイメージ



今の保険料の基準額の全国平均は月6014円（21～23年度）。9段階の最も高い所得区分で基準額の1・7倍だったが、新たに設ける10～13段階では保険料を引き下げる。最も低い第1段階では基準額の0・3倍から0・285倍に、第2段階では0・5倍から0・485倍、第3段階では0・7倍から0・685倍にする。計約1323万人が対象となる。

一方、介護保険の利用料を2割負担する人の対象の拡大は見送り、「27年度の前」までに結論を得るとした。金融資産の保有状況の反映や、1～2割の間に細かく負担区分を設けることも検討する。
(関根慎一)